

2020年3月13日

各 位

株式会社 豊和銀行

新型コロナウイルスの影響を受けたお客さまに対する融資条件変更手数料の免除について

このたびの新型コロナウイルスの発生により影響を受けておられる皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社豊和銀行（頭取 権藤 淳）では、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた法人および個人事業主のお客さまにつきまして、融資条件変更にかかる手数料を免除する取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

今般の対応は、新型コロナウイルスの感染拡大が多方面に影響を及ぼしている状況を踏まえてのものであり、ご利用いただいているご融資の返済条件の緩和等にかかる手数料を免除するものでございます。

当行では、経営の維持継続に必要な資金のお申込みや貸付条件の変更等のご相談に迅速かつ柔軟に対応するため、2月21日より全営業店に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しており、今後も引き続き円滑な資金供給を通じ、地域金融機関として、お客さまのサポートをきめ細かく進めてまいります。

記

1. 融資条件変更手数料免除の概要

免除する手数料	証書貸付条件変更手数料	有担保ローン条件変更手数料
	5,500円（税込）	5,500円（税込）
対象となるお客さま	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い事業への影響を受けた法人および個人事業主のお客さま	
免除期間	2020年3月16日（月）以降、当面の間	

以 上

本件に関するお問い合わせ先
営業統括部：立花・末田 TEL 097-534-2616